

平成二十二年四月九日受領
答弁第三三三九号

内閣衆質一七四第三三九号

平成二十二年四月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九七二年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みを認めた密約に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一九七二年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みを認めた密約に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の「合意議事録」（以下「本件文書」という）については、外務省調査チームによる調査の結果、外務省の文書からは発見されず、また、当時外務省として何らかの関与又は知識があつたことを示す文書の存在も確認されなかった。したがって、確定的に申し上げることは困難であるが、佐藤内閣総理大臣（当時）及びニクソン米国大統領（当時）との間で署名されたものと推察される。

二について

本件文書については、外務省の文書からは発見されず、また、当時外務省として何らかの関与又は知識があつたことを示す文書の存在も確認されなかったが、これは外務省調査チームによる徹底した調査の結果であり、お尋ねのような調査を更に行う考えはない。

三について

先の答弁書（平成二十二年三月三十日内閣衆質一七四第二八八号）三及び四についてでお答えしたとお

り、本件文書の性格について確定的に述べることは困難である。

四について

仮定の御質問にお答えすることは差し控えたい。